

第5項 清掃リサイクル事業の今後の課題

1 ごみの減量に向けた取組

ごみの減量に向けた最も有効な取組は、ごみの発生を抑制することです。

ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

2 ごみの分別の徹底と資源化

令和3年度に行った資源・ごみの排出実態調査（76 ページ グラフ3 令和3年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果）によると、可燃ごみの中には15.3%、不燃ごみの中には14.6%、分別すれば資源となるものが含まれています。これらの資源化が可能なものの分別を徹底していくことが、ごみの減量につながります。

家庭から排出されるごみをさらに減量するために、国・都・他自治体の事例などを参考にしながら、新たな資源回収品目や回収方法を検討していきます。

3 環境負荷の低減

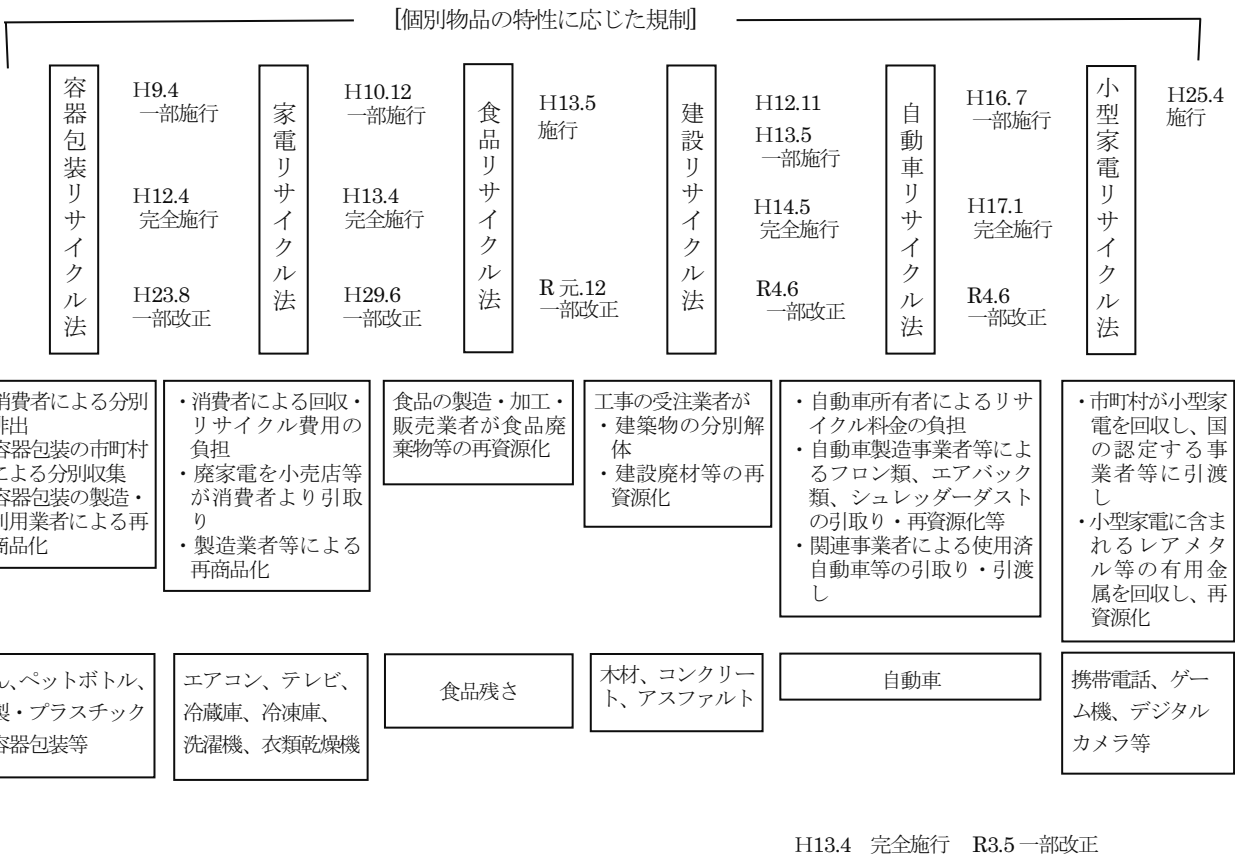
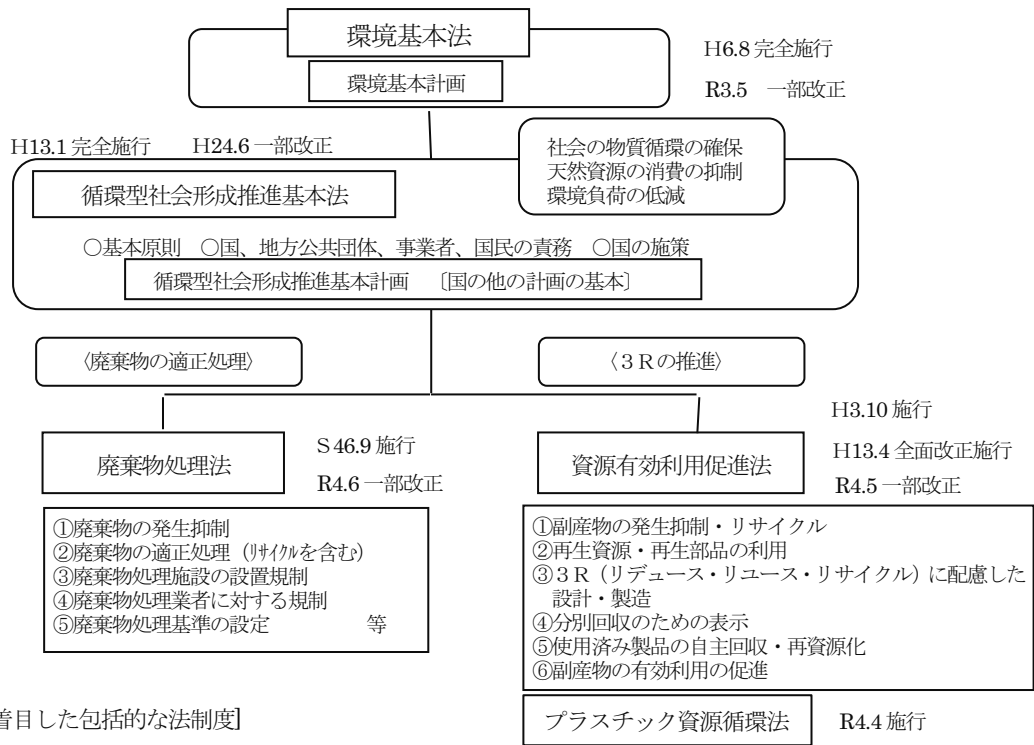
23区は、平成20年度にプラスチックやゴム製品、革製品を不燃ごみから可燃ごみとする分別変更を行いました。区は、このうち容器包装プラスチックを平成20年10月から分別回収して資源化し、環境負荷の低減に努めています。

ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることが重要です。

さらに生ごみの水切りを推進することで、生ごみの水分を減らし、清掃工場の燃焼効率や収集・運搬効率を高めるなどの取組も今後の課題です。

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。令和4年4月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が施行されました。同法は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じようとするものです。区としては、国・都・他自治体の動向に注視しつつ、プラスチック資源循環等の取組に対応していきます。

廃棄物・リサイクル対策関連の法体系



H13.4 完全施行 R3.5 一部改正

グリーン購入法 [国等が率先して再生品などの調達を推進]

* 資源有効利用促進法に基づき、平成13年4月から事業系パソコンの回収・リサイクルが実施され、平成15年10月からは、家庭系パソコンについても回収・リサイクルが実施されました。